

# 新潟工科大学同窓会 会則

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は新潟工科大学同窓会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は新潟工科大学内に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の連携と親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携と親睦を図る事業
- (2) 会報及び名簿の発行
- (3) 母校の発展に寄与する事業
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第三章 会員及び役員等

(会員)

第5条 本会の会員は、次の者をもって組織する。

- (1) 正会員  
新潟工科大学の卒業生  
新潟工科大学大学院の修了生（単位取得満期退学者を含む。）及び博士の学位を授与された者  
新潟工科大学に2年以上、または新潟工科大学大学院に1年以上在籍し、本会に功労があり役員会で承認された者
- (2) 準会員  
新潟工科大学に在籍する学生
- (3) 特別会員  
新潟工科大学の現・旧教職員

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長1人は、役員会において選任し、総会で承認を得る。
- (2) 副会長は2人とし、役員会において正会員から選任する。
- (3) 理事若干人は、会長が各卒業年次毎に正会員から選任し、役員会に報告する。
- (4) 監事は2人とし、役員会において正会員から選任する。
- (5) 各支部長

(役員の仕事及び権限)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長  
本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長  
会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。会長の指名により、予め順位を決めておく。
- (3) 理事  
理事会を組織し、必要事項を議する。
- (4) 監事  
本会の会計及び会務の執行を監査し、必要に応じて総会または役員会に報告並びに意見を述べる。
- (5) 各支部長  
支部会を代表し、必要事項を議する。

(役員任期)

第8条 役員任期は4年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が必要に応じて推薦し、役員会において選任する。

3 顧問は、必要に応じて会議に出席し、意見助言を述べる。

(年度代表幹事)

第10条 本会に、年度代表幹事を置く。

2 年度代表幹事は、会長が各年度の正会員から委嘱する。

3 年度代表幹事は、必要に応じて当該年度の会員に対して連絡・調整を行い、各年度会員の統括を図る。

4 年度代表幹事の任期は4年とし、再任を妨げない。

(支部)

第11条 本会は役員会の審議を経て、地域ごとに支部を置くことができる。

2 支部は支部会を開催し、会員相互の連携と親睦を図ることを目的とする。

3 支部長、副支部長等の支部役員は、会長が正会員から委嘱する。

4 支部役員任期は4年とし、再任を妨げない。

#### 第四章 会費及び会計

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、正会員となるまでに納入する。

2 会費については総会で決議された金額とする。

3 納入された会費は返還しない。

4 新潟工科大学を卒業し、新潟工科大学大学院に進学した正会員については、会費の納入を免除する。

5 会費未納者には督促を行い、2回督促しても未納の場合は役員会の議決により正会員の資格を停止する。なお、資格停止後に納入された場合は、正会員の資格を有する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

#### 第五章 会 議

(総会)

第15条 総会は正会員で構成され、役員会で必要と認めるとき開催するものとする。

2 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 会則の変更

(2) 会費の金額

(3) その他必要事項

(特例事項)

第16条 総会を開催しがたい特段の事情がある場合には、役員会の決議をもって総会の決議に代えることができる。ただし、この場合は次回の総会においてこれを報告し承認を得なければならない。

(役員会)

第17条 役員会は、会長が必要と認めるとき開催するものとする。

2 役員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する原案の作成
- (2) 総会の決議による会務の処理
- (3) 会長、副会長、監事、及び顧問の選任
- (4) 事業計画及び報告並びに収支予算及び決算
- (5) その他総会の権限外の事項

3 役員会は審議結果を総会に報告する。ただし、書面報告(会報等)をもってこれに代えることができるものとする。

(議長)

第18条 すべての会議の議長は会長とし、その決議は出席者の過半数をもって行うこととするが、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第六章 補 則

(細則)

第19条 この会則の施行に関し必要な細則は、役員会が定める。

附 則(平成11年3月20日制定)

本会則は平成11年3月20日から施行する。

附 則(平成13年2月26日一部改正)

本会則は平成13年3月20日から施行する。

附 則(平成23年10月29日一部改正)

本会則は平成23年10月29日から施行する。

附 則(平成25年6月1日一部改正)

本会則は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月21日一部改正)

本会則は平成26年6月21日から施行する。